

平成22年度静岡市発達障害者支援実態調査実施要領（案）

第1 目的

静岡市における発達障害者支援について、支援の必要性の統一的な判断基準、具体的な支援の項目及び支援方法の標準化を図ることを目的に、「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価（以下「実態調査」という。）を行い、本市における発達障害者支援の意識付けを強化するとともに、支援体制の実態の把握及び充実を図る。

第2 実施主体

実態調査は、静岡市保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課が主体となって実施する。

なお、実施に際しては、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済世会（静岡市発達障害者支援センター運営業務受託者）の協力を得るものとする。

第3 実施内容

（1） 調査項目

- ① 基本情報（発達障害児（者）の把握（在籍・発見人数等）、相談件数・概要、サービス支給状況と利用状況、個別支援計画の策定令、連携状況等）
- ② 発達障害に関する知識、情報提供の実態（現場担当者に相談機関等の知識、情報が日常的に提供されているかどうか、研修会の実施等）
- ③ 各機関における主務担当の周知と関係機関との連携状況（発達障害に係るとりまとめを行う担当の周知と、また受付けた相談事項を次に繋げるための関係機関の把握等）

（2） 評価基準

- ① 相談対応状況、支援に係る取り組み状況
- ② 情報提供・収集状況
- ③ 関係機関との連携状況

第4 実施方法

（1） 実態調査

具体的な調査項目ごとに、各関係機関での聞き取り調査により行う。

具体的な調査項目並びに調査対象実施機関及び調査件数等については、実施主体が別に定める。

(2) 分析

実施した調査結果については、調査項目を集約及び整理後に、その取組み状況や現状等についての分析を行う。分析方法については、国要綱に基づき次のとおり行う。

- ① 客観的結果に基づく分析
- ② 支援内容、取組み状況等に基づく分析

第5 実態調査の検証及び結果の公表

(1) 調査結果の検証

調査結果（分析した内容を含む。）については、静岡市発達障害者検討委員会に付議し、内容の検証を得るものとする。

(2) 結果の公表

委員会にて検証を受けた評価結果は、これを公表する。また、同内容は、国要綱に基づき、厚生労働大臣へ報告する。

第6 実施期間

(1) 実態調査

平成22年9月から平成22年12月までの間に実施する。

(2) 分析

実態調査終了後、随時、実施する。

(3) 調査結果の検証

平成22年度末に開催する静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会へ付議し、実施する。

(4) 調査結果の公表

(3)の終了後、速やかに実施する。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、実施主体が別に定める。